

一般の贈与 (暦年課税)をスマートフォンで申告する場合の入力例					
<mark>2-1</mark> 入力	する贈与財産の選択	2-2 贈与者情報入力	2-3 贈与を受けた財産の入力	<b>2-4</b> 入力内容の確認	<b>2-5</b> 入力結果の確認
取得財産の入力		一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力)	一般の贈与がある方の入力(取得財産の入	取得財産の入力(一般の贈与)	取得財産の入力
入力する	贈与財産の選択	W に 本 ( 叶奈 ちち ぼん ち) に つ い て 3 キリ マ /	回面内の を タップすると、説明 ページに要移できます	入力内容の確認	入力する贈与財産の選択
下のポタンの中か 画面の案内に沿っ	ら該当するものを押して、 て、入力を開始してくださ	超少者(協産をめいた方) にういて入力してく ださい。	■与を受けた財産について入力してくたけ、 クに定当りてきよう。 入力例 2	以下の贈与者から取得した財産の内容を表示し	下のボタンの中から該当するものを押して、 一両一の多中にジーズ へ力を明治レーズくがさ
₩	~~~~~	贈与者(財産をあげた方)	贈与を受けた財産(特例贈与財産)	取得した財産の明細 1件目	入力結果表(一般の贈与)
原則的な課税方 る方	「式(暦年課税)で計算す	贈与者の氏名 フリカテ 828 ※:各全角カナ11文字以内	贈与を受けた財産の種類 必須	種類、細目、利用区分 · 銘柄等 現金、預貯金等	增与者氏名 (FF)
> 暦年課税とは		コクゼイ イチロウ	現金、預貯金等 増与を受けた財産の	現金、預貯金等 現金	国祝 — 即 ——————————————————————————————————
一般の贈名	<b>∌</b> る基礎控除額110万 >		人力方法の詳細は、 贈与を受けた財産の細目 【「動画で見る確定申告」 又は「参考・贈与を	財産を取得した年月日	特例贈与財産
н		次へ	現金、預貯金等     受けた財産の種類、       所在地などについて」を		の種類、財産の価額 令和6年9月19日
		「贈与者( <b>財産をあげた方</b> )」の	贈与を受けた財産の利用区方ご覧ください。	5,000,000円	現金、預貯金等 5,000,000円
氏名や住所などを入力し、「次へ」をタッブ			現金 •	訂正削除	
			財産の所在地 ※:全角60文字以内		利用
種類		利用区分、銘柄・名称等           自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権、           尾住建物※の敷地の甲に供される土地などの別	東京都千代田区霞が関〇一〇一〇	次へ	+ 贈与者を追加する
土地(路線価地域) 土地(倍率地域)	田、畑 山林	自用地、貸付地、賃借権(耕作権)、永小作権の別 普通山林、保安林の別	財産の価額(円)		
家屋	その他の土地 家屋、構築物	雑種地、原野、牧場、池沼、鉱泉地の別 家屋については自用家屋、貸家、居住建物 <sup>※</sup> の別	★: 半角数字10桁以内 ▲ 誤りがないことを確認 5,000,000	(他の贈与者から 贈与を	次へ
現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金、住宅取得資金、普通預金、当座預金、     定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、		受けた財産がある場合は、「贈与者を追加する」から追加	
	上場株式等、株式等(配当還元方:	金銭信託などの別       式)、	同じ贈与者から取得した財産の追加		「 <b>次へ</b> 」をタップして
有価証券	株式等(その他の方式)、公債・ 証券投資信託の受益証券、 貸付信託の受益証券	<sup>社債、</sup> その銘柄	入力した財産以外に、同じ増与者がら別の増与財産を 取得している場合は、「財産を追加する」ボタンを選択 してください。		4-1 ^
※ 「居住建物」とは、配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。 【参考2】 贈与を受けた財産の所在地の入力内容			→ + 財産を追加する	入力方法につい	て詳しくは・・・
贈与を受けた財産  財産の所在地				割凹 ご 兄る唯 正 中	
			次へ	贈与を受けた財産の入	カ方法について
預貯金等	預金、貯金、金銭信託については預入先金融機関などの名称と支店名 			動画でご案内しています	<b>t</b> 。
発行法人の所在地と名称			同じ贈与者から、他に贈与を		
有価証券	価証券		└── 受けた財産がある場合は、		
<u></u>	し提供されているものにつ	いては、その提供先証券会社などの名称と支店名	「財産を追加する」から追加		
生命保険金	支払保険会社の所在地と名	利		<u> </u>	
【参考3】「居住用の区分所有財産」(いわゆる分譲マンション)の入力 「居住用の区分所有財産」(いわゆる分譲マンション)に係る宅地(敷地利用権)及び家屋(区分 所有権)の価額については、区分所有補正率を掛けて計算する場合があります。区分所有補正率に よる補正がある場合は、計算後の評価額を「財産の価額」欄に直接入力してください。					



相続時精算課税

and the second second

## 3

 $[x_{1}, y_{2}]$ 

次へ



## «参考» マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合

マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合、マイナンバーカードを読み取った後に 利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って、入力を行います。





e-Tax